水道管布設工事における「施工箇所が点在する工事の積算」について

平成 29 年 12 月 13 日

水道管布設工事における「施工筒所が点在する工事の積算」について

平成24年12月以降, 局発注の施工箇所が点在する工事において, 東日本大震災の復旧・復興事業促進の一環として施工箇所ごとに間接工事費(共通仮設費, 現場管理費)を算出する積算を適用してきました。

平成 29 年 10 月以降, 局発注の土木工事においては, 「施工箇所が点在する工事の積算」が土木工事標準積算基準書(宮城県土木部)に標準化されたことに伴い上記運用を廃止し, 基準書に則り積算しているところですが, 水道管布設工事においても土木工事と同様に取り扱うこととなりました。

対象工事

- (1)施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による水道管布設工事
- (2)施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による水道管布設工事

運用

東日本大震災の復旧・復興事業促進の一環としての「施工箇所が点在する工事の間接工事費の積算の範囲拡大について(平成24年12月11日付)」は廃止し、施工箇所点在の積算については土木工事標準積算基準書(宮城県土木部)に準拠する。

適用年月日

平成30年1月29日以降に入札公告又は指名通知を行う工事

値 お問い合わせ 仙台市水道局給水部計画課技術管理係 電話:022-304-0031